

急傾斜地崩壊対策事業

令和6年3月版

この事業は、急傾斜地の所有者や被害を受けるおそれのある方にかわり、県や市が防災工事を行い、皆様の生命や身体を守る事業です。

個人等が所有する急傾斜地が事業の対象となることから、県や市が防災工事を実施するためには、事業に係る土地の所有者等からの事業実施の要望や同意が必要となります。

こういった市への事業実施の申請を行う代表者は、土地の所有者等から要望書等の必要書類を収集し、事業実施申請書に添えて市に提出していただく必要があります。

また、事業に着手すると、測量等の調査や工事施工への協力、土地の境界立会、事業用地の寄附、防災工事完了後の除草等の日常的な管理、場合によっては寄附金の協力など、急傾斜地やそれに隣接する土地の所有者や地域の皆様の協力が必要となりますので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【相談窓口】長崎市の各総合事務所地域整備課 ☎095-822-8888(あじさいコール)

土地の保全

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の第9条では、急傾斜地の所有者、管理者又は占有者は崩壊が生じないように努め、その被害を受けるおそれのある方は被害を除却し、又は軽減するよう努めなければならないと定められています。

市施行防災工事の事例 (深堀5丁目地区)

平成27年 9月 相談受付
平成29年 8月 事業実施申請書受付
平成30年度 測量・調査・設計、用地境界確定
令和元年度 工事着手
令和 7年度 工事完了(予定)

事業の採択要件

項目		市施行	県施行
急傾斜地の条件	状態	自然斜面	
	高さ	5メートル以上	10メートル以上
	傾斜度	30度以上	
被災の恐れがある人家		5戸以上	10戸以上
事業費		規定なし	7,000万円以上
地元の寄附の額		事業費の5%または75万円+1万円×施工延長のいずれか低い額	なし



急傾斜地崩壊対策事業に着手すると...

- ・対策工事を実施する土地の無償の寄附が必要となります。
- ・寄附金（負担金）が必要となる場合があります。
（急傾斜地の高さが10メートル未満の場合など）
- ・急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域が指定され、急傾斜地の崩壊を誘発するおそれがある行為などが制限されます。

急傾斜地崩壊対策事業が完了すると...

- ・急傾斜地の崩壊のおそれなくなります。
- ・土砂災害特別警戒区域が解除されます。
- ・建築物の構造制限や特定の開発行為に対する制限などが解除される場合があります。

事業のおおよその流れ

事業申請代表者等の作業

1. がけ地の対策工事に関する相談
2. 事業実施に向けた要望
3. 実施申請書の準備（要望書・同意書収集等）
※土地所有者が亡くなった場合は、相続権を持つ方全ての
要望書と相続が確認できる書類(戸籍等)が必要です。
4. 事業実施申請書を市に提出

県・市の業務

5. 事業化に向けた準備
6. 測量・調査・設計、
用地測量
7. 防災工事着手



土砂災害に関する防災情報の入手先

市ホームページの「がけ地の防災」に次の情報を掲載しています。

- ・土砂災害の相談窓口
- ・がけ地の点検を行うポイント
- ・土砂災害ハザードマップ
- ・長崎市宅地のがけ災害対策費補助金制度等

<相談窓口> 長崎市の各総合事務所地域整備課 TEL：095-822-8888（あじさいコール）

<事業についてのお問い合わせ> 長崎市土木部土木防災課 TEL：095-824-1424